

2015年4月24日発行

号外

再開発ニュース

白金一丁目東部北地区市街地再開発準備組合

白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業 再開発組合設立の認可を取得



2015年4月24日に東京都より白金一丁目東部北地区市街地再開発組合設立認可が
おりました。

当日は、押見理事長が東京都整備局へ赴き、再開発課民間再開発係より受理しまし
たので、5月15日(金)の組合設立総会にて可決されれば正式に組合としてスタートします。

権利者皆様のご協力に感謝いたします。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

詳細内容はHPの「<http://www.shirokane-1.com/>」をご覧ください。



【発行】

白金一丁目東部北地区市街地再開発準備組合 事務局
住所：〒108-0072 港区白金1-4-12 白金フィールズ1階
電話：03-3473-7865 Fax：03-3473-7875

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- 救急医療機関の申出事項の変更……………一
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………一
- 生活保護法による指定医療機関等の辞退……………一
- 生活保護法による指定医療機関等の変更及び廃止……………一
- 生活保護法による医療機関等の指定……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止、再開及び変更……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………一

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………一
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定の変更……………一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………一
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（五件）……………一
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………一
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………一
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………一

告示

- 東京都告示第七百八十四号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき白金一丁目東部北地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年四月二十四日
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 組合の名称
白金一丁目東部北地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十七年四月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区

- 四 港区白金一丁目地内
事務所の所在地
港区白金一丁目四番十二号
- 五 設立認可の年月日
平成二十七年四月二十四日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十七年五月二十三日

告示

- 東京都告示第七百八十五号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年四月二十四日
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 形質変更時要届出区域 別図一及び別図二のとおり（昭島市拜島町字小欠地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物